

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更等(地方課)
町等の区域の変更等(〃)
土地改良法による換地処分(二件)(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による福部地区第二工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

区域を変更する
字の名称

大字久志羅字黒
土

同上の区域(平成二年十一月二十七日現在の地番による。)
大字久志羅字黒土のうち九の一の一部、九の三の一部、九の四の一部、一〇の一の一部、一一の一の一部、一一の二の一部、一一の三、一二の二の一部、一三、一三の一、一四の一から一四の四まで、一五の一から一五の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字久志羅字屋敷松合三一の一の三と一体をなす国有地の一部
大字久志羅字安免四七一の一、四七二の二の一部、四七三の二の一部、四七四の一の一部、四七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字久志羅字平
野向

大字久志羅字黒土一〇の一の一部、一一の一の一部、一一の二の一部、一一の三、一二の二の一部、一三、一三の一、一四の一から一四の四まで、一五の二の一部、一五の三、一五の四、一五の六、一五の七の一部、一五の八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字久志羅字平野向のうち一九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字久志羅字和田二一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二二と一体をなす国有地の一部
大字久志羅字鷹通三四の一の一部、三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字久志羅字下鷹通六二の二の一部、六二の四の一部、六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字久志羅字平野九〇の六の一部及びこれと一体をなす国

| | | | | |
|---|--|--|---|--|
| | <p>大字久志羅字和 田</p> | <p>大字久志羅字鷹 通</p> | <p>大字久志羅字平</p> | |
| <p>有地 大字久志羅字安免四七四の二の一部、四七四の三の一部 大字久志羅字和田山八一七の一部</p> | <p>大字久志羅字和田のうち二一の一部、二二の一部、二三の 一の一部、二三の二、二五、二六の一部、三〇の一部及び これらと一体をなす国有地以外の区域 大字久志羅字和田山八一七の一部</p> | <p>大字久志羅字平野向一九の二と一体をなす国有地の一部 大字久志羅字和田二の一部、二二の一部、二三の二の一 部、二三の二、二五、二六の一部、三〇の一部及びこれら と一体をなす国有地 大字久志羅字鷹通のうち三四の一の一部、三四の二の一部 及びこれらと一体をなす国有地並びに三五の二から三五の 三まで、三五の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字久志羅字下鷹通六二の二の一部、六二の四の一部及び これらと一体をなす国有地 大字左近字下左近屋敷二の一の一部、三及びこれらと一体 をなす国有地 大字左近字河原田九二七の一の一部、九二七の二の一部及 びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>前 大字久志羅字法 大字久志羅字鷹通三五の一から三五の三まで、三五の五と 一体をなす国有地の一部 大字久志羅字法前のうち四八の一部、五七の一部、五八の 一部、五九の二の一部、五九の二、六〇の一部、六一の一 部以外の区域 大字久志羅字下鷹通六二の二の一部、六二の三の一部、六 二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | |
| <p>野 一五の七の一部、一五の八の一部及びこれらと一体をなす 国有地 大字久志羅字下鷹通六二の一から六二の四までの一部、六 三の一、六三の二の一部、六三の三及びこれらと一体をな す国有地 大字久志羅字法前四八の一部、五七の一部、五八の一部、 五九の二の一部、五九の二、六〇の一部、六一の一部 大字久志羅字平野のうち九〇の六の一部、九六の一部及び これらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大字久志羅字口 木戸 大字久志羅字平野九六の一部及びこれと一体をなす国有地 大字久志羅字口木戸の全域 大字久志羅字木戸山六二二の一部</p> | <p>大字久志羅字茶 木緑田 大字久志羅字茶木緑田のうち二四一の三の一部以外の区域</p> | <p>大字久志羅屋敷 松合 大字久志羅字黒土九の一の一部、九の三の一部、九の四の 一部及びこれらと一体をなす国有地 大字久志羅字屋敷松合のうち三一の一の三、三二の二、三 二六の一、三二六の四と一体をなす国有地の一部以外の区 域 大字久志羅字上前田三三〇の一部、三四二の一の一部並び に三三〇、三四二の一と一体をなす国有地の一部 大字久志羅字三度前入道山四六九の一部、四七〇の一の一 部、四七〇の二の一部 大字久志羅字安免四七一の二、四七二の五の一部及びこれ らと一体をなす国有地</p> | <p>大字久志羅字上 前田 大字久志羅字屋敷松合三二六の一、三二六の四と一体をな す国有地の一部 大字久志羅字上前田のうち三三〇の一部、三三一の一部、 三四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三</p> |

| | |
|------------------|--|
| <p>大字久志羅字下前田</p> | <p>三〇、三三一、三三三の一、三四二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字久志羅字三度前入道山四五七から四五九までの一部</p> |
| <p>大字久志羅字日ヶ谷</p> | <p>大字久志羅字下前田のうち三五九の一部、三六〇の一部、三六一以外の区域 大字中字牧本一九七の一の一部、一九七の二の一部、一九八の一、一九八の二、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字久志羅字相山</p> | <p>大字久志羅字日ヶ谷のうち四二二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字久志羅字相山四二三、四二四、四二五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字久志羅字榎谷四三九、四四〇の一部</p> |
| <p>大字久志羅字才留</p> | <p>大字久志羅字相山四二五と一体をなす国有地の一部 大字久志羅字才留の全域</p> |
| <p>大字久志羅字榎谷</p> | <p>大字久志羅字日ヶ谷四二二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字久志羅字榎谷のうち四三九、四四〇の一部以外の区域</p> |
| <p>大字久志羅字志多羅</p> | <p>大字久志羅字志多羅のうち三九三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>大字久志羅字三度前入道山</p> | <p>大字久志羅字三度前入道山四五六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字久志羅字安免</p> | <p>大字久志羅字志多羅三九三と一体をなす国有地の一部 大字久志羅字上前田三三〇の一部、三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三一、三三三の一と一体をなす国有地の一部 大字久志羅字三度前入道山のうち四五六から四五九までの一部、四六九の一部、四七〇の一の一部、四七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字久志羅字屋敷松台三一二の二と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字久志羅字南田</p> | <p>大字久志羅字三度前入道山四七〇の一の一部、四七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字久志羅字安免のうち四七一の一、四七一の二、四七二の二の一部、四七二の五の一部、四七三の二の一部、四七四の一から四七四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字久志羅字南田四八七の一、四八八の一、四九一の一、四九二の一部、四九六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字久志羅字瀧谷</p> | <p>大字久志羅字南田のうち四八七の一、四八八の一、四九一の一、四九二の一部、四九六の一部、五〇〇の一の一部、五〇〇の三の一部、五〇三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部をなす国有地の一部以外の区域 大字久志羅字南田五〇〇の一の一部、五〇〇の三の一部、五〇三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字久志羅字瀧谷の全域 大字久志羅字幟り建五九七の一の一部、五九七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----------------------------------|----------------|---|----------------|---|---------------|---|--------------|--|---------------|--|---------------|-------------------------|--------------|-------------------------------|
| 大字久志羅字轍 り建 | 大字久志羅字滝山八〇四の一部、八〇五の一部 | 大字久志羅字口 矢内谷 | 大字久志羅字轍り建のうち五九七の一の一部、五九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 | 大字久志羅字奥 矢内谷 | 大字久志羅字口矢内谷の全域 大字久志羅字奥矢内谷六〇五の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字久志羅字南谷七二三の一の一部 | 大字久志羅字木 戸山 | 大字久志羅字奥矢内谷のうち六〇五の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字久志羅字南谷七二四の二の一部 大字久志羅字矢内谷七二五の一の一部、七二五の二の一部、七二六の一部、七三〇の一の一部 | 大字久志羅字南 谷 | 大字久志羅字木戸山のうち六二二の一部以外の区域 大字久志羅字南谷のうち七二三の一の一部、七二四の二の一部以外の区域 | 大字久志羅字矢 内谷 | 大字久志羅字矢内谷のうち七二五の一の一部、七二五の二の一部、七二六の一部、七三〇の一の一部以外の区域 | 大字久志羅字和 田山 | 大字久志羅字和田山のうち八一七の一部以外の区域 | 大字久志羅字滝 山 | 大字久志羅字滝山のうち八〇四の一部、八〇五の一部以外の区域 |
| 大字中字太之田 | 大字中字太之田の全域 大字久志羅字茶木緑田二四一の三の一部 | 大字中字上前田 | 大字中字上前田の全域 大字中字牧本一九三の一、一九四の一、一九五、一九六、一九七の一部、一九七の二の一部、一九七の二の一部、一九九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中字森之木二〇〇の一部、二〇一の一の一部、二〇一の二の一部、二一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇四の一と一体をなす国有地の一部 | 大字中字森之木 | 大字中字森之木のうち二〇〇の一部、二〇一の一の一部、二〇一の二の一部、二一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中樓之木二一九の二の一部、二二〇の一部、二二一の一部、二二一の一、二二二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字中字奥田二三〇、二三一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字久志羅字下前田三六〇の一部、三六一 | 大字中字櫻之木 | 大字中字櫻之木のうち二一九の二の一部、二二〇の一部、二二〇の一の一部、二二二、二二二の一、二二二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 | 大字中字小峠 | 大字中字小峠のうち二二二の一部以外の区域 | 大字中字奥田 | 大字中字奥田 | | | | |

| | |
|-------------------|--|
| <p>大字中字牧本</p> | <p>の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二〇の一と一体をなす国有地 大字中字小峠二二二の一部 大字中字奥田のうち二三〇、二三一の一部、二三四の一の一部、二三四の二、二三四の三、二三六の一部、二三七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字中字菖蒲谷</p> | <p>大字中字奥田二三六の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字中字菖蒲谷のうち二三八の一部以外の区域</p> |
| <p>大字左近字下左近屋敷</p> | <p>大字左近字下左近屋敷のうち二の一、三、四の二の一部、六の一の一部、七の二、一一、一二の一、一二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四の二、六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字左近字前田</p> | <p>大字左近字下左近屋敷一一の一部、一二の一、一二の二の一部 大字左近字前田のうち一三一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字左近字道免八五五の一の一部、八五五の二の一部、八五六の一の一部、八五六の二の一部、八五七の二の一部 大字左近字河原田九一八の一の一部、九一八の二、九一八の三の一部、九一八の四の一部、九一八の五、九一八の六の一部、九一九の一、九一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>大字左近字瀬戸田</p> | <p>大字左近字瀬戸田のうち一六三の一の一部、一六三の二の一部以外の区域 大字左近字奥瀬戸田一七四の一部、一七五、一七六の一部、一八〇の一部、一八一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字左近字上左近屋敷三七二の二、三七三の二、三七三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三七三の一と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字左近字奥瀬戸田</p> | <p>大字左近字瀬戸田一六三の一の一部、一六三の二の一部 大字左近字奥瀬戸田のうち一七四の一部、一七五、一七六の一部、一八〇の一部、一八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字左近字臺田二八三の一と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字左近字臺田</p> | <p>大字左近字臺田のうち二八三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字左近字上左近屋敷</p> | <p>大字左近字上左近屋敷のうち三七二の二、三七三の二、三七三の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三七三の一、三九七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字左近字松ノ木</p> | <p>大字左近字松ノ木のうち四二二の一の一部、四二二の二の一部、四二四の二の一部、四二四の三の一部、四二七の一の一部、四二七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四二二、四二四の二、四二四の三、四二四の四、四二四の五、四二四の六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字左近字石田八二一の三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字左近字灰立八三一の一部、八三二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>大字左近字御法</p> | <p>大字左近字御法のうち四三七の一の一部、四三七の二の一部、四三八の一の一部、四三八の二、四四一の一部、四四二の一の一部、四四二の二の一部、四四三の一の一部、四四四の二の一部、四四五の一から四四五の三までの一部、四四七の一の一部、四四七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四四四の一、四四五の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字左近字中河原</p> | <p>大字左近字御法四四二の二の一部、四四三の一の一部、四四四の二の一部、四四五の一から四四五の三までの一部、四四七の一の一部、四四七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四四四の一、四四五の四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字左近字中河原の全域</p> <p>大字左近字嘉市七九一の一、七九一の二、七九二から七九六まで、七九七の一部、七九八、七九八の一から七九八の三まで、七九八の四の一部、七九八の五、七九八の六、七九九、八〇〇の一部、八〇一、八〇二の一部、八〇三の一部、一三八〇の一の一部、一三八三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字左近字嘉市</p> | <p>大字左近字嘉市のうち七九一の一、七九一の二、七九二から七九六まで、七九七の一部、七九八、七九八の一から七九八の三まで、七九八の四の一部、七九八の五、七九八の六、七九九、八〇〇の一部、八〇一、八〇二の一部、八〇三の一部、一三八〇の一の一部、一三八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字左近字石田</p> | <p>大字左近字松ノ木四二二の一の一部、四二二の二の一部、四二四の二の一部、四二四の三の一部、四二七の一の一部、四二七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四二三の</p> |
| <p>大字左近字灰立</p> | <p>一、四二二の一、四二四の一から四二四の三までと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字左近字御法四三七の一の一部、四三七の二の一部、四三八の一の一部、四三八の二、四四一の一部、四四二の一の一部、四四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字左近字石田のうち八二二の二の一部、八二二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字左近字灰立八二七の一の一部</p> |
| <p>大字左近字前</p> | <p>大字左近字松ノ木四二二、四二二の一、四二二の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字左近字石田八二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字左近字灰立のうち八二七の一の一部、八三一の一部、八三二の一部、八三三の一の一部、八三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字左近字上左近屋敷三九七の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字左近字灰立八三三の一の一部、八三四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字左近字龍ノ前のうち八三六の一、八三六の二、八三七の一と一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字左近字道免</p> | <p>大字左近字前田一三一の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字左近字道免のうち八五五の一の一部、八五五の二の一部、八五六の一の一部、八五六の二の一部、八五七の二の一部、八七二の一部、八七四の一部、八七七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字左近字高ノ垣九〇二の一部、九〇三、九〇七の一の一部、一四〇〇の一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

大字左近字小上野

大字左近字道免八七二の一部、八七四の一部、八七七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字左近字小上野の全域
大字左近字高ノ垣一四〇〇の二の一部、一四〇〇の一四の一部

大字左近字高ノ垣

大字左近字高ノ垣のうち九〇二の一部、九〇三、九〇七の一部、一四〇〇の二の一部、一四〇〇の一三の一部、一四〇〇の一四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字左近字河原田

大字左近字下左近屋敷二の二の一部、四の二の一部、六の二の一部、七の二、一の一の一部、一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四の二、六の一と一体をなす国有地の一部
大字左近字前田一三二の二と一体をなす国有地の一部
大字左近字道免八五七の二の一部及びこれと一体をなす国有地

大字左近字口井尻

大字左近字河原田九二四の一部、九二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字左近字口井尻のうち九三三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九三三と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字左近字中井尻

大字左近字口井尻九三三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九三三と一体をなす国有地の一部
大字左近字中井尻のうち九四七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字左近字奥井尻九四九の二の一部、九六六の一部、九六七の一部、九六九の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字左近字奥井尻

大字左近字中井尻九四七の一部及びこれと一体をなす国有地
大字左近字奥井尻のうち九四九の二の一部、九六六の一部、九六七の一部、九六九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名

大字久志羅字下鷹通

鳥取県告示第二百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による北谷地区第二工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

| | |
|---------------|--|
| <p>俣谷字向田</p> | <p>一の一部、五八次二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 俣谷字向田六〇と一体をなす国有地の一部 俣谷字福長シ三四二の八、三四三の一部</p> |
| <p>俣谷字前田</p> | <p>俣谷字熊田三七、三八、三九の一部、三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 俣谷字棚田四七の一の一部、四七次一の一部、四七の二の一部、五六の一部、^{五七}_{五八の一}合併の一部、五八次一の一部、五八次二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 俣谷字向田六〇の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 俣谷字前田のうち六九の一の一部、六九の二から六九の四まで、六九の六の一部、七〇、七一、七二の一の一部、七三、七四の二の一部、七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>俣谷字屋敷通</p> | <p>俣谷字向田六〇の一部、六一の一部、六一次一の一部、六七の一部、六八、六八の一、六八次一及びこれらと一体をなす国有地の一部 俣谷字前田六九の一の一部、六九の二から六九の四まで、六九の六の一部、七〇、七一、七二の一の一部、七三の二の一部、七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>俣谷字西田</p> | <p>俣谷字屋敷通のうち八六の二、九〇の一の一部、一二一の一から一二一の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 俣谷字石橋一四二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>俣谷字石橋</p> | <p>俣谷字向田六六の一の一部、六六の二の一部、六六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字屋敷通一二一の一から一二一の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字西田一二六の二の一部、一二六の三、一二六の四の一部、一二六の五、一二七の一部、一二七の一の一部、一二七の二、一二八の一の一部、一二八の二、一二九の一の一部、一二九の二、一二九の三、一三五の一の一部、一三五の二、一三七の一から一三七の四まで、一三七次一及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字石橋のうち一四二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに一四一次一と一体をなす国有地の一部以外の区域 俣谷字上山蔭一五〇の一部、一五二の一部、一五三の一</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>俣谷字上山蔭</p> | <p>一部、一五三の三の一部、一五三の四、一五三の五、一五三の七及びこれらと一体をなす国有地の一部 俣谷字宮ノ下一五九の二から一五九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字大見谷三五一の二の一部、三五一の二</p> |
| <p>俣谷字上山蔭</p> | <p>俣谷字上山蔭のうち一五〇の一部、一五二の一部、一五三の一部、一五三の三の一部、一五三の四、一五三の五、一五三の七、一五四の一部、一五四の二の一部、一五五の一部、一五六の一部、一五六の二の一部、一六九の一部、一七〇の一部、一七六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 俣谷字俣谷字宮ノ下一五七、一五七の二、一五八の一部、一五九の二から一五九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字上前田一九〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七五と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>俣谷字宮ノ下</p> | <p>俣谷字宮ノ下のうち一五七、一五七の二、一五八、一五九の二から一五九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>俣谷字上前田</p> | <p>俣谷字上山蔭一五四の二の一部、一五四の二の一部、一五五の一部、一五六の二の一部、一五六の二の一部、一六九の一部、一七〇の一部、一七六の一部及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字上前田のうち一九〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七五と一体をなす国有地以外の区域 俣谷字上屋敷通一九一、一九一の三、一九六の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一九九、二〇〇の一、二一六の一、二一六の二と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>俣谷字上屋敷通</p> | <p>俣谷字上屋敷通のうち一九一、一九一の三、一九六の一、二二六の一部、二二六次一の一部、二二六次二の一部、二二六次三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九九、二〇〇の一、二一六の一、二一六の二、二二〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 俣谷字山ノ神前二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>俣谷字山ノ神前</p> | <p>俣谷字上屋敷通二二六の一部、二二六次一の一部、二二六次二の一部、二二六次三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二〇と一体をなす国有地の一部 俣谷字山ノ神前のうち二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 俣谷字榎二七〇の一部、二七〇次一の一部、二七一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>俣谷字榎</p> | <p>俣谷字榎のうち二七〇の一部、二七〇次一の一部、二七一の一部、二八〇次一の一部、二八二次一の一部、二八七の一部、二八七次一の一部、二八七次二、二八八次一、二八八次二、二八九、二八九次一、二八九次二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 俣谷字峰三八二の一部</p> |
| <p>俣谷字割石</p> | <p>俣谷字榎二八二次一の一部、二八七の一部、二八七次一、二八八次二、二八九、二八九次一、二八九次二及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字割石のうち二九八の一部、二九八次一、二九八次二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 俣谷字少田二九九の一部、二九九次二の一部、二九九次三及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字矢谷三六八の一部 俣谷字穴ヶ谷三七八の二四の一部</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>俣谷字少田</p> | <p>俣谷字割石二九八の一部、二九八次一、二九八次二の一部及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字少田のうち二九九の一部、二九九次二の一部、九二九次三、三〇三の一部、三〇三次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 俣谷字大原三〇四の一部、三〇四次一の一部、三〇四次二の一部、三七一の五四及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字穴ヶ谷三七八の二四の一部</p> |
| <p>俣谷字大原</p> | <p>俣谷字大原のうち三〇四、三〇四次一から三〇四次三まで、三〇五、三〇五の一、三〇五次一、三〇五次二、三〇六、三〇六次一、三〇七、三〇八、三〇八次一、三〇九、三〇九次一、三一〇、三一〇次一から三一〇次四まで、三七一の五四から三七一の六〇まで、三七一の六三、三七一の六四、三七一の六八、三七一の六九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>俣谷字アサドリ 木</p> | <p>俣谷字少田三〇三の一部、三〇三次一の一部及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字大原三〇四の一部、三〇四次一の一部、三〇四次二の一部、三〇四次三、三〇五、三〇五の一、三〇五次一、三〇五次二、三〇六、三〇六次一、三〇七、三〇八、三〇八次一、三〇九、三〇九次一、三一〇、三一〇次一から三一〇次四まで、三七一の五五から三七一の五七まで、三七一の六〇及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字アサドリ木三一の一の一部、三一一次一の一部、三一三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三一三次一と一体をなす国有地の一部 俣谷字穴ヶ谷三七八の三から三七八の三五まで 俣谷字大原三七一の五八、三七一の五九、三七一の六三、三七一の六四</p> |
| <p>俣谷字上大清水</p> | <p>俣谷字アサドリ木のうち三一の一の一部、三一一次一の一部、三一三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三一三次一と一体をなす国有地の一部以外の区域 俣谷字大清水の全域 俣谷字上大清水三二六、三二六次一、三二七、三二七の一から三二七の三まで、三二八の一部、三二八次一の一部及びこれらと一体をなす国有地 俣谷字穴ヶ谷三七八の二二、三七八の二三、三七八の二六の一部、三七八の二七から三七八の三〇まで</p> |
| <p>俣谷字福良シ</p> | <p>俣谷字オノ前一一の一の一部 俣谷字福良シのうち三三六の一部、三三七の一部、三四二の八、三四三の一部、三四七の二以外の区域</p> |
| <p>俣谷字大見谷</p> | <p>俣谷字大見谷のうち三五一の一の一部、三五一の二以外の区域</p> |
| <p>俣谷字矢谷</p> | <p>俣谷字矢谷のうち三六八の一部以外の区域</p> |
| <p>俣谷字穴ヶ谷</p> | <p>俣谷字穴ヶ谷のうち三七八の二二から三七八の二四まで、三七八の二六の一部、三七八の二七から三七八の三五まで以外の区域</p> |
| <p>俣谷字峰</p> | <p>俣谷字榎二八〇次一の一部 俣谷字峰のうち三二八の一部以外の区域</p> |

倅谷字赤坂

倅谷字大熊田二二次の一部
倅谷字赤坂のうち四二五の二、四二六の三、四二六の四、
四二七の二、四二八の一の一部、四二八の二から四二八の
五まで以外の区域

廃止する字の名

倅谷字熊田

鳥取県告示第二百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規
定に基づき、県営土地改良事業に係る福部地区第二工区の換地処分を行っ
たので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により
告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第二百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の
規定に基づき、県営土地改良事業に係る北谷地区第二工区の換地処分を行
ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ
り告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 儔 治